県立伊勢原高等学校長

令和4年3月23日以降の本校の教育活動等について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力を いただき感謝申し上げます。

この度、令和4年3月21日をもって、本県を対象としたまん延防止等重点措置は解除されることになりました。

つきましては、県教育委員会から指示により、次の対応といたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

<高等学校、中等教育学校の対応>

生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら通常の教育活動を実施する。

- ・当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- ・今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

※詳細については次ページの《令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について(通知)》を 参照してください。

※3月23日(水)の時程

17:35 SHR 18:00~18:20 修了式 18:20~18:50 離退任式 19:00~19:20 HR

※令和4年度新学期より45分授業とします。

別紙「令和4年度日課表の変更について(お知らせ)」を参照してください。

※今後変更する場合は、改めてお知らせします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先 教頭 尾尻 電話 (0463)95-5968 (直通)

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- O ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の生徒の数、学級数等の実情も踏まえ、学 級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断

基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

- (令和4年2月7日付け保体第2884号保健体育課長、特別支援教育課長通知「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」により、令和4年2月8日適用)
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、生徒の学びの保障に万全を期す。
- 〇 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- イ 学習活動について
- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。
- ウ 部活動について
- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- エ 学校行事等について
- ①修学旅行等について
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。
- ②入学式について
- 〇 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
- ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保)
- ・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高 等学校及び中等教育学校は、原則として生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各学校の実情に応じる。)
- オ 学年末・学年始休業期間中の対応について
- O 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等 体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
- 〇 部活動や補習等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。